

## キャンパス内に放置されている自転車について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年5月16日）

大学HPにも自転車に対する意見が投稿されておりますが、放置自転車に関して私からの意見もお伝えたく投稿させていただきます。

現在京都大学のキャンパス内には、これまでの卒業生や学生の壊れた自転車がキャンパス内の駐輪場に大量に放置（放棄）されており、自転車を使って通学している学生の駐輪スペースが全くない現状が長い間続いております。私自身も自転車通学をしておりますが、毎日自転車を止める場所を見つけるのに難儀しております。他の学生も同様であるように見受けられ、駐輪場ではないスペースに駐輪し道幅が狭くなって非常に通行に難があるような状況が多々発生しております。道幅が狭くなれば必然的に人と自転車、自転車と自転車の事故も起こりやすくなります。

私は大学院生であります。時に夜遅くまで研究室におり深夜に帰宅の途につくことがあります。人気の無い大学構内、しかしながら駐輪スペースを埋めつくさんがばかりの大量の自転車。深夜にこれほど大量の自転車を使用している学生が構内に残って勉強研究等をしているとは考えられません。

他の投稿で「院生にはタグを配布しそれが付いていない自転車を撤去する」というアイデアが出ておりました。確かにそうすれば不要な自転車を的確に見つけ撤去することができます。しかしながらそのような手順を追っていても時間がかかります。基本的に学生は夜は家に帰るのでから深夜に構内に存在する自転車など全て不要と考えても問題ないでしょう。少なくとも3日もずっと置いてあるような自転車など使われているはずがありません。当然教員大学院生等が深夜の構内にいることが考えられますので単に全ての自転車を撤去すればいいとは主張できません。

そこで、「エリア指定をして放置されている自転車を”全て”撤去する」という方法を提案いたします。例えば「3日後深夜に総合研究1号館2号館間の駐輪場並びに工学部総合校舎西側の駐輪場の全ての自転車を撤去する」などと告知を”駐輪場に”掲示しておき、期日に全て撤去するという流れになります。

撤去エリアを指定することにより恒常的に自転車を使用している人はその日だけ別の駐輪場に置くことで撤去されることを防ぐことができます。また、3日間の間駐輪場に掲示することで、放置されている自転車はそのまま取り残され使われていないと判断することができます（それでも置いてあるなら本人が不要と判断したととらえても良いはずです）。

正直な話遅々として撤去が進まないことに自分としては非常にイライラしています。他の学生も同様であると強く感じます。何台かの自転車は使っているのに撤去されてしまう可能性があります。何日間も使わない当人が悪いに決まっております。構内の駐輪場は皆の共有物であり、自分勝手な放置自転車をしている人間が文句を言ってきても聞き入れる道理は無いと感じます。

大学当局の迅速な対応を願います。

【回答】（回答日：2016年6月17日）

（施設部プロパティ運用課より）

・学内の駐輪自転車は、通学に使用している自転車、次の授業への移動に使用するために置いている自転車、卒業生等の放置自転車、壊れて廃棄された自転車、盗まれ放置されている自転車等が考えられます。したがって、ご意見のように「深夜に構内に存在する自転車は全て不要」、「3日間置いてある自転車は使われていない」と一概に判断することは現段階では難しいと考えています。また、壊れた自転車であっても個人それぞれに価値観の違いがあり、壊れた経緯も様々ですので、安易に処分できないことから、遺失物法による遺失物に準じた取り扱い、あるいは民法上の無主物としての取り扱いとして、3ヶ月程度保管し、その後、処分することとしています。

・現在、本部構内では構内を幾つかのエリアに分けて、その中で、錆びている、パンクしている、汚れている等、外見から長期間使用していないと認められる自転車のハンドル部分等に1ヶ月の撤去期限を明示した「放置物調査中」のシールを貼り、1ヶ月後にそのシールが剥がされておらず、そのままの状態で置かれている自転車を放置自転車とみなして、車体番号、防犯登録番号から管轄する警察署に被害自転車該当の有無を照会し、被害自転車に該当すれば警察署へ引き渡し、被害自転車ではないことを確認した残りの自転車について、業者が保管して処分しています。一つのエリアの調査が終われば次のエリアを調査し、そのエリアの調査が終わればまた次のエリア、と順に調査を行い、昨年度は春から冬にかけて9回撤去・処分しました。

・本部構内以外については、当該構内を受け持つ部局の担当者が年に1回、本部構内同様に、外見から長期間使用していないと認められる自転車に1ヶ月の撤去期限を明示したシールを貼り、撤去期限経過後に警察署に照会の上、被害自転車以外の自転車について業者に撤去・処分させています。

・毎年、本部構内だけで約1000台、吉田キャンパス全体では約2000台の自転車を撤去しており、今年も4月から調査・撤去作業を進めております。ご迷惑をお掛けしますが、放置自転車を処分するには、どうしても手続き上、時間が掛かります。ご理解の程、よろしく申し上げます。

・学生の皆様には

卒業時等の自転車の確実な処分

壊れた自転車の確実な廃棄

について、ご協力をお願いします。